

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 中嶋 博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)
1987年5月25日発行
第19巻 第5号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 19 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

「スウェーデンハンドブック」のお薦め

Publication of "Sweden Handbook"

理事長 西村 光夫

Chairman of the Board of Directors, Prof. Teruo Nishimura

このたびスウェーデン社会研究所から「スウェーデンハンドブック」という本が発刊されました。ことしが同研究所の創立二十周年に当たりますので、その記念事業の一つとしてであります。320頁の手頃な小冊子であります。スウェーデンという国に少しでも興味をもたれる方にとって、好個の参考となるものと思われまします。是非一冊を座右に備えられたくお奨めしたいのであります。

同研究所はさる五月十五日「スウェーデンの夕」という講演会を催しましたが、多数の御参集を得て盛会でありました。その講演会には「いま、なぜスウェーデン」という副題がついておりました。

この副題にまことにわたくしにとって時宜を得たものと思われました。なぜかと申しますと、二十年前にこの研究所が設立されました頃と申せば、日本がやっと戦後の混乱期を脱し、将来に向けて、立派な国造りをしてゆこうと張り切り出した時代でありました。その頃の日本から見た場合、スウェーデンはまことに美事な、もって範とするところの多い国の少くとも一つでありました。外は二度の大戦に巻き込まれず、平和を維持し、内は福祉社会を構築しながら、産業技術に秀れた工業国家を築き、アメリカに並ぶ高い生活水準に到達していたのでありますから、われわれの強い感心をひいたことは当然であります。この研究所もそうした環境のなかで生れたのであります。

しかしその後、世の移り変りは激しいものであります。なかでも日本は素晴らしい経済成長を遂げ、アメリカに次ぐ世界第二の工業国となり、国民の生活も著しく豊かになって参りました。け

れども他方米ソ対立、中東戦争、アフリカやベトナム等の難民飢餓、石油危機等戦争直後には誰も予想しなかった難問題が続出し、世界の平和繁栄の夢は破れました。順調に進むかに見えた先進工業諸国も経済不調色が濃厚となり、日本を含め将来の見通しは混迷の霧の中にあります。急速度の成長と繁栄に酔ったわれわれには、やや傲った気持がありはしなかったでしょうか。それに気づき、戦後の謙虚な気持ちに戻り、本当に良くて美しく健全な日本を造るため一段の工夫をこらすべき秋が来たのではないかと思います。

こう考えますとスウェーデンには更めて学ぶべきことが少くないことに気がつくのです。福祉だけではなく国防にも外交にも、教育にもです。この本はその道の代表的な方々によって、スウェーデンの殆んどすべての面が平等な言葉をもって解説されたものであります。広く読んで頂きたいと切に望む次第です。

目次

「スウェーデンハンドブック」のお薦め	西村光夫	1
「いま、なぜスウェーデン」(パネルディスカッション)	報告者 中村明雄	2
スウェーデンにおけるコンピューター犯罪立法	坂田 仁	3
(ニュース) スウェーデン国会		
「脳死法案」を可決		7
<SIPニュース>		7

スウェーデンの夕べ

「いま、なぜスウェーデン」

○はじめに

去る5月15日(金)、東海大学校友会館望星の間(東京・霞が関ビル33階)において、当スウェーデン社会研究所が、本年をもって、創立20周年を迎えるに当り、その記念事業の一つとして、スウェーデン大使館のご後援のもとに、「スウェーデンの夕べ—いま、なぜスウェーデン」をテーマとするパネルディスカッションが開かれた。パネラーに毎日新聞社編集委員原剛先生、日本女子大学教授一番ヶ瀬康子先生、コーディネーターに早稲田大学教授岡沢憲芙先生を迎え、当研究所西村光夫理事長の開会の言葉、スウェーデン大使館アニータ・ネーストロム報道官の挨拶の後、パネルテーマの趣旨説明が岡沢先生よりなされた。内容は、今後の日本は、高齢化社会、国際社会、成熟社会になるであろうと経済企画庁の「西暦2000年の日本」レポートが予測している。目を外に転じた時、上記3つの視点で、我国よりひとつ時代を先取りした国があることに気づく。良い意味でも、悪い意味でもここにスウェーデンを学ぶ意味があるというものであった。

引き続き、原先生、一番ヶ瀬先生、岡沢先生の順で以下のような報告がなされた。

○国際国家・スウェーデン

昨年留学研究者としてスウェーデンに行かれたが、滞在中に発生したパルメ首相の暗殺、チェルノブイリ原発事故によるスウェーデン人の反応を通じて、国際国家スウェーデンを語られた。

まずスウェーデンという社会がいかに民主的なものか。それは、パルメ首相暗殺後、カールソン首相の初めての記者会見の会場に、報道関係者の子どもが3人もいた。子連れ取材などととも日本では考えられない。ここにスウェーデン社会の民主主義の縮図をみる事ができる。

パルメ首相暗殺は様々な角度からみて、スウェーデン人の九分九厘の人が外国人によるものだと思っている。それに対し、暗殺日の翌日から、移民だけによるデモンストレーションが連日行なわれた。あらゆる国々の言葉によるプラカードがかかげられ、そのほとんどが「ありがとうパルメ」

「あなたは私たちを救ってくれた」という内容のものであったが、既に人口の $\frac{1}{8}$ が外国籍を有している人々で占められている中で、スウェーデン人は必ずしも移民を唯唯諾諾と受け入れているのではない。それを移民の側が先に感じ取り、何があっても我々はスウェーデンに感謝しているという意味でのデモンストレーションであった。一方国会では、事件直後、3ヶ月以上滞在する外国人は指紋押捺をし、顔写真を警察に届けるという法案が議論されたが、これに対する賛成はゼロであった。また、労働市場の問題から人種差別オンブズマンについても検討され、こちらは可決され7月1日より設置されることになった。外国人に対し、危惧する部分もありながら、制度によって諸問題を克服していく姿には学ぶべき点がある。

チェルノブイリの事故では、既に1980年の国民投票により、原子炉12基が2010年までに全廃されることになったことを再確認した。しかし、企業側は原子炉を小型化するという方向でさらに開発を進め、タフネスぶりを示している。安全性での自信とも受け取れるが、我々にはすぐに受け入れ難い面もある。しかし、ぎりぎりの所でよく練れた相対主義というものを学ぶ必要があるのではないか。

○高齢化社会と福祉政策の転換

高齢化の進展において日本より早かったスウェーデンだが、21世紀になると日本はスウェーデン以上の高齢国になる。

まず政策面の比較をしてみると、スウェーデンではあくまで個人中心であるのに対し、日本は家族中心である。また日本は民間中心となっており、シルバー産業の進出があるが不十分である。それに対し、スウェーデンでは自治体中心で、福祉は営利目的にはならないという方向づけが明確化されている。さらにスウェーデンでは在宅福祉が中心だが、日本では理念としてはとらえているものの十分ではない。そこでどこにウィークポイントがあるかを見た場合、在宅福祉には3つの要素がある。第1は住宅である。住宅確保の心配がスウェーデンでは無用であることはもちろんのこ

と、破損した場合でも公的修理を受けられるという状況をどう学んでいくか。第2に、家族だけを頼っているのは福祉にならない。それを補うのはホームヘルパーだが、日本では数的、訓練の不足が指摘される。第3は地域のネットワークである。建物というハード面をみた時、地下鉄の駅を中心としてセントルムがあり、この周辺にサービスセンターを含め様々なものができている。これらをつなぐワーカーのネットワークもチームプレーがよくできている。日本ではいざという時、高齢者はどうしたら良いのかもわからず、他方家族に頼ればよいという考えも依然強いが、これも既に限界がきている。一人暮らしの高齢者の増加、介護に疲れての高齢者心中が増加していることからわかる。在宅福祉の要素を備えたスウェーデンから、今や学ぶべき点は増々多くなってきているということがいえる。

○生涯教育国家・スウェーデン

政治経済学視点からの教育をとらえると、どの様に分析できるのか。まずスウェーデンが成熟社会であるということがいえる。理由として長い有給休暇、短い労働時間、労働権の保全、余暇環境の整備、生涯教育制度、老後生活の保障などが考えられる。スウェーデンでは有限の労働資源、有

限の国内市場、その一方で無限の欲望（整備された福祉）という環境において、生産者人口拡大の方向をとってきた。しかも労働力に最新技術がそぐうための教育システムが必要となった。また一人の人材を何度も洗い直して労働市場に送るということから生涯教育論が出てきたと思われる。社会と教育を密接に結びつける必要があったのだ。もちろんそこには教育を万人のためにという教育の基本理念が貫かれていた。現在、国民の二人に一人が勉強中、四人に一人が学生という実像があり、その裏付けとして、学習サークル、労働経験者大学進学制度、学生ローン制度、教育休暇制度などが存在するのである。

○おわりに

3人の先生方の報告後、アニータ・ネースストロム報道官からもスウェーデンについての話があり、質疑応答に入った。開かれた社会への転換を成功させたスウェーデンから、今後我が国は数多くのことを学ぶ必要があるが、常に光のあたる部分だけではなく、影の部分の分析も忘れないという姿勢で取り組んでゆきたいとコーディネータは結ばれた。いずれにせよ、多くの示唆に富んだディスカッションであった。（報告者 中村明雄）

スウェーデンにおけるコンピューター犯罪立法

常磐大学教授 坂田 仁
Prof. Jin Sakata

背景

コンピューター犯罪の多数の形態がこれまで記述されてきた。データへの侵入、データの不法な改変と消去、プログラム、システムなどの不法な複製の事例が公にされてきた。コンピューター犯罪に対する立法措置がスウェーデンだけでなく、他の諸国においても議論対象になっているのは至極あたりまえのことである。多数のヨーロッパ諸国、中でもOECDのコンピューター委員会（ICCP）に代表を送っているデンマーク、フィンランド、ノルウェイは、法技術的解決に関して、刑法改正の必要及びコンピューター犯罪を、法技術的に新しい特別な犯罪類型とすべきでないとするスウェーデンと同一の見解を取っている。即ち、

それに代えて中心的な刑法の中の犯罪の記述を、コンピューター技術の助けを借りて行われる犯罪行為をもカバーするように調整することによって改革の必要性を満たすべきであるとするのである。

この原則に従い、また財産犯罪調査会の提案と一致して、1986年7月1日よりコンピューター犯罪に関する法律の改正がなされた（政府提案1985/86:65）。

コンピューター詐欺

コンピューター詐欺は様々な方法で生じる。最もはっきりした形態は行為者がコンピューターに偽の情報をいれ、または意図されているとは異なった結果になるように処理過程に影響を与える

ときである。多数の事例において従来適用されていた法律の規定、例えば詐欺、本人に対する不忠実(刑法10章5条)、偽造、二次的なコンピューターへの侵入の規定を適用することができる。しかし、適切な方法で不法な財産の移動を生じる行為を犯罪化する刑法の規定が常に存在するものではない。刑法9章1条の詐欺に関する改正前の規定は、財産の移動が完全に情報技術を用いてなされ、物理的には誰もだまされていないような状況をカバーするものではない。場合によっては、行為者がその金額を自分のものとするまで、行為を既遂となし得ない。

政府提案1985/1986年65号の特別な理由の中に、正しく「犯罪の要因としての自動データ処理要素が特に強く現れ、その行為が適切な刑法の規定に触れないような行為の類型が存在する。」と述べられている。このような犯罪の例として、行為者が偽の情報を入力し、またはその他の方法で不法にデータ処理過程に、多くの場合多額の金銭を獲得する目的で意図されたのと異なった結果が生じるように影響を与えたときが挙げられる。

そのような操作は、誰かが記録紙かコンピューター・ターミナルを経由した情報かのどちらかであるかに関係なくデータ処理の基盤となる不正なまたは不十分な情報を提供することによってなされる。意図的に不正な方法で入力されたか、または完全に除去されたパンチカード、パンチ・リボン、磁気テープまたはその他の情報媒体なども同様である。これは、他のデータ、例えば登録データ及びプログラムの操作にも妥当する。

多くの場合コンピューター犯罪は、データ処理の自動的な部分にかかわる行為として記述しようと試みられている。しかし、経験的研究は、屢々記述されている不正使用の方法がいわゆるデータ詐欺又は入力データの不法なもしくは意図的な操作であることを示している。これらの方法は入力データがコンピューターに入力される前又はそれと同時に用いられている。これは、データの表示の不法な変更(手動も含む)、入力時のデータの同調及び変調により行われる。

新しい規定(刑法9章1条2号の新規定)は、銀行の自動支払い機その他の自動機の様々な形態の悪用をカバーしている。入力データの操作の多数の事例は、ソラルツの「コンピューター技術と犯罪」の中に記述されている。

データ通信の盗聴

開発作業は、データ通信の高速化、低廉化、確実化をもたらしている。しかし、新しい開発は、進行中の通信の盗聴に対する保護を保証していない。

1 データ通信網

データ通信網は、様々な基準で分類できる。通信網は、ローカルでもあり得るし、地理的に一企業の領域、スウェーデン全土、スカンジナビア、あるいはヨーロッパに広げることにもできる。大陸間データ通信網も利用可能である。全世界銀行間金融通信協会や、狭い範囲ではスカンジナビア航空通信網がそれらの大陸間データ通信網の例である。全スウェーデンをカバーするデータ通信網の例は、3,500のターミナルをもつ第一貯蓄銀行と500の口座に広がった1,300のターミナルをもつ国家保険局のデータ通信網である。更に、独自の国際的なデータ通信網をもつスウェーデン企業の例は、アトラス・コプロによって開発され、アルファ・ラバル、エリクソン、アセア、サーブ・スカニア、及びサンドビクなど多数の企業によって利用されているデータ・システムK I C Kである。

インテルサットは、開発された大陸間データ通信網の他の例である。108か国がインテルサットに加入している。150以上の国がインテルサットの通信網を利用している。

データ通信は個人の通信回線または一般通信回線(例えば電信電話公社)によっても可能である。データ通信の発展はコンピューター技術の脆弱性を増加している。

2 盗聴の危険

電信電話公社は、「電信電話公社における危機管理」という文書(1985年11月)の中で顧客情報の取得及び電話テロの危険を取り上げている。盗聴は、様々な形態で他の電話回線を違法に結合することや隠しマイクの助けを借りて行われる。新世代の同種の補助手段が用いられていることはあきらからである。これらを発見することは極めて困難である。盗聴の意図は通信交換進行中の情報を操作(追加もしくは除去)することである。公開回線(例えば衛星回線)によって送られてくる情報を操作することは更に容易である。多数の取引が電話回線でコード化されずに送られている。加えて、盗まれた情報は自分の研究よりも本質的に廉価である。この問題はデータ通信を利用している総ての国において現実化している。

ある事例では、犯人がロス・アンジェルス
のローカル顧問会社のデータ通信を盗聴すること
によっていろいろな企業の8,000にのぼるデータ・
ベースのパスワードを獲得している。

日本では、日本電信電話公社(スウェーデンの
電信電話公社にあたる日本の企業)の従業員が三
つの銀行に送られた取引に関する情報を操作する
ことによって窃盗で有罪判決を受けている。この
方法で犯人は1億3千8百万円(520,000ドル)を
獲得した。不正操作は、口座名義人の苦情から発
覚した。

スウェーデンでは、例えば電話技師が、故意に
データ通信を中断した後に、自分の妻の口座から
金を引き出していた。その口座には何の防護もな
く、銀行はデータ通信の停止の結果コントロール
ができなかった。この不正操作は1982年から1983
年にかけて何回も反復されていた。

3 保護措置

研究開発の発展は、新しい犯罪形態と新しい刑
事政策的問題を作り出している。それ故、情報を
取り扱っているシステム間でやり取りされる情報
が改ざん、破壊、盗聴のような様々な不正操作に
対して保護されるべく、一連の保護措置の要求が
存在する。大きいネットワークは、そのネット接
近と実行された機能の登録とを統制している。そ
の他、回線上の情報をクリップする可能性もある。
しかし、ネットワークに入っているパーソナル・
コンピューターの利用がどんどん増えていること
に関連している未解決の問題がある。データ交信
進行中のデータを保護するための保護システムが
数多く開発されている。これは、特に、「権限付
与システム」、「利用者の同一性の確認」、「情報の
クリップ」などの問題である。

保護措置の中では、法規範も取り上げておくべ
きである。多くの点で従来の法律は、特に私的な
データ通信網で送られる情報に関して、不十分な
保護しか提供していないとみられていた。

刑法4章8条は、何者かが一般の搬送施設によ
って搬送中に電話メッセージを不法に接近するこ
とを内容とする行為を犯罪化している。この犯罪
は、「通信の秘密の侵害」と呼ばれ、罰金又は二
年以上の拘禁に処される。これは、電信電話公社
の回線を経由して二つの自動的データ処理設備の
間で送られるメッセージの盗聴が可罰性をもち、
通信の秘密の侵害とみなされることを意味する。

しかし、一般通信網に結合していない回線を経由
して搬送される情報に「電話盗聴」(Wiretapping)
が成立するかどうかという問題が生じる。そうす
ると、盗聴された情報が電信電話公社の回線を経
由して搬送されていなかったという理由で、その
行為は刑法4章8条によっては処罰されないもの
となる。ここから、立法府は、刑法的観点から、
上記の「電話盗聴」をデータ法21条で規制される
自動的データ処理の記録に不法に接近することと
同視するのが合理的だと認めたのである。これは、
データ法(1973年法律289号)21条の規定を次のよ
うに拡張することによって実現した。

「自動的データ処理の記録に不法に接近した者
又は右の記録を改変し、改ざんし、登録した者は、
罰金又は二年以下の拘禁に処する。ただし、当該
行為が刑法で処罰される場合を除く。

その行為が自動的データ処理のために用いられ
る電子的又はその他の同様の補助手段を経由して
搬送されている情報にかかわる場合にも同様とす
る。」(データ法21条)

コンピューター時間の窃盗

「時間窃盗」とは何者かが他人の財産であるコ
ンピューター設備を、自己の業務達成のために不
法に利用することを意味する。現行法によれば、
この犯罪は、何等かの不法な占有の侵害が有った
かどうかによって、「し意的行為」又は「不法利
用」と判決されるかもしれない。行為者の占有に
属さず、占有侵害の先行しないものの利用は、あ
る特別な場合の他は刑法によって処罰されない。

スペリー・ユニバックの従業員である二人のプ
ログラマーが、コンピューター技術をもちいて音
楽を編曲し様々な音楽のスタイルを分析するた
めのプログラムを開発するために3年間会社のコ
ンピューターを利用した。ユニバック90/70とい
うコンピューターが彼等の商取引を登録するのにも
もちいられていた。プログラマーの活動は、自分
達の会社「キャンパス」の共有者として得た仕事
にかかわるとの理由で、彼等の活動は14万ドルの
価格に相当する「時間窃盗」とみなされた。

他の事例では、アメリカの技術研究所の二人の
管理職が研究所のコンピューターを3人の依頼人
のために委託業務を実行するために利用した。合
わせて、20万ドルの価格に相当するコンピュー
ター時間を彼等は盗んだ。その委託業務の対価と
して管理職は4万ドルを受け取っていた。彼等は

会社に特別な通信回線をも設置していた。

不法使用と占有

スウェーデン法では「他人のものの不法な使用」は犯罪化されている。刑法10章7条の規定を適用するためには、行為者が不法使用の対象であるものを占有することが要求される。上記の事例では占有関係は変化していない。不法に使用されたコンピューター、ユニバック90/70は、以前と同じ場所に同じ占有状態で引き続き存在していた。この事例は、「不法使用」に関する現行法規がコンピューター環境における不法使用に適合しないとき、面倒な状況が生じる事を示している。たとえば、データ通信の発達は、離れたところからでも、例えばコンピューター・ターミナルを介してコンピューター・システムに入り込み、他人の自動的データ処理設備を利用することが今や可能であることを意味している。「コンピューター時間の窃盗」としてのこのような状況には占有概念は適合しない。財産犯調査会は、かくて、「占有関係とは無関係に」、不法使用を犯罪とすることを提案している。

政府の法律案はこの線に沿って、みずから他人の財産の不法使用を犯罪化することを提案している。これは、占有の要件を刑法10章7条による「不法使用」の犯罪について除去することによってなされた。その他に、コンピューターの不法使用によって損害を受けた者に対して重大な影響をもたらし得るかかる行為に対応するために、この規定を重大な犯罪の特別な法定刑と調和させた。この犯罪に対する刑罰は上限は二年の拘禁となった。

個人のプライバシーに対する犯罪

非形式的統制と形式的統制との間の関係は社会の発展とともに変化している。単純な社会では、生産が消費から分離し、生産過程の高度の専門化が発展している現代社会におけるよりも、非形式的統制の余地が大きい。非形式的な形態の監督は現代の社会では減少している。例えば両親は自分の子供とあまり接触せず、同時にその行動にあまり統制を加えない。商品取引(ここでも、セルフサービスが商品棚での販売にとって代わっている)では、店員による非形式的な監督は減少するか、消滅している。経験は制度的統制が非形式的統制を補償することはできないことを示している。

情報化された社会においては、個々の個人の生活に関する大量の情報集積することによって新し

い統制形態を発展させている。データの集積は、一つの目的をもっている。官公庁は、市民に対する義務、例えば疾病給付金や部分年金の支払いを履行するためにデータを集積する。他のもう一つの目的は、社会、国家または現行法に対する犯罪に対する市民の義務を統制することである(税務登録、犯罪登録など)。第三のデータ登録のグループは、分析、計画、研究のために用いられる(中央統計局の登録、医療保護領域の登録など)。しかし、個人に対する情報を収集しているのは官公庁だけではない。銀行と銀行振替口座は、個人の財産、借金、大きい購入を登録している情報の一例である。「購入カード会社」や「口座カード会社」は他の例である。一部の登録の目的は個人を確認するためである。これは、そのサービスや反動が具体的な個人に向けられるという理由で、官公庁や企業による登録の利用の多数のものに妥当する。研究者は、これに対して、登録データを使用するとき他の目的をもっている。研究の最終段階では確認できる個人には無関心である。

現在の情報技術によって個人の借金、税金、口座による収入の及び支出、残高参照、クレジットカードによる買物、旅行、ホテルの利用、自動車所有登録、資産、資格、刑罰と訴訟、雑誌の定期購読、電話利用、官公庁との接触、組織加入を詳細に表にすることができる。これらの情報の迅速な利用と結合して、形式的統制が個人の日常生活に対する全体的な統制に変化する。個人のプライバシーが、それ故に情報技術社会では危うくされる。技術的發展は、効果的な方法で、巨大な範囲で、個人の情報を取扱い、集積することを可能にする。かくて、社会の情報の必要と個人のプライバシーの必要との正しいバランスをみつけることが重要である。

個人の保護される部分の思想は、かなり以前のものである。ジョン・スチュアート・ミルは、「平穩に放置してもらい権利」をはっきりと公式化した。個人のプライバシーに対する現代の定義は、自分自信に関する知識に対する個人の統制と要約することができる。スウェーデン法では、法律は侵害することのできない私的な領域の定義から出発している。その代わりに、事例ごとに情報の必要と個人のプライバシー保護の比較衡量を行うのが実際のであると考えられている。

データ法は、自動的データ処理技術による個人

情報の登録が個人のプライバシーの不当な侵害になるのを妨げることを主要な目的としている。

しかし、私的プライバシーに対する犯罪が問題となった少数の判決が出ている(年に2-3件)。暗数は非常に大きいと思われ、告発された事件は、裁判所が扱うのに困難なものが多い。

現在のデータ通信を伴ったマイクロコンピュータ技術と読取り技術とは、小取引の消費支払いの登録及び統制と、消費者の取引の性質との問題

に関して、新しい可能性を提供している。これは、私的領域の保護が問題になるとき、新しい刑事政策と法律的問題とを作り出す。

(Artur Solarz, Informationsteknologi och den moderna brottsligheten, Brottsutvecklingen 1986, Brå Forskning 1986: 4, pp.161-167.)

A. ソラルツ, 情報技術と現代の犯罪(犯罪のすう勢1986年, スウェーデン犯罪防止委員会研究報告書1986年4号161~167頁)より

ニュース

スウェーデン国会「脳死法案」を可決

5月7日付毎日新聞によれば、スウェーデン国会は5月6日、脳死か心臓死かで法医学論争を呼んでいた死亡認定問題に関して「脳の機能が停止した時をもって死亡とみなす」とする与党、社民党提案の「脳死法案」を賛成多数で可決した。同国では20年来の論議によりやく終止符が打たれ、これで西欧諸国のうち、心臓死説をとっているのはデンマークたぶら国を残すだけとなった。

< SIP ニュース >

スウェーデンのリークスバンク、国王の肖像なしの新札を発行

スウェーデンの中央銀行リークスバンク (Riksbank) が、新しい100クローナ (2,400円) 紙幣を発行した。新紙幣の表のモチーフは18世紀の画家アレクサンデル・ロスリーン (Alexander Roslin) の描いた著名なスウェーデンの博物学者カールフォン・リンネ (Carl von Linné) の肖像画である。スウェーデンの紙幣に君主の肖像が使われないのは、我国の金融史上で初めてのことである。

裏側は、花に授粉するハチの様式化した絵とハチの複眼をとおしてみた花の復元を特徴とする。また、花粉、芽、めしべが機械設計の編みなわ模様の中に組み込まれている。因みに、これら全てのモチーフが、レンナット・ニールソン (Lennart Nilsson) のとった写真を基にしている。

新紙幣は、透かし、潜在性の像、不相称のマイクロテクニストに代表される偽造防止用に案出された多くの保安上の特徴を有しており、指で感じとれる浮彫り効果をうむようにオフセットと彫刻凹版印刷の両方の技術を用いて印刷される。新札は従来の100クローナ紙幣より小型で (72×140mm)、そのためスウェーデンのペトロールフィリングマシン (Petrol-filling machines) が、1億クローナ (24億円) の費用をかけて改造された。

次に、新札に変わるのは1,000クローナ (2万4,000円) 紙幣と50クローナ (1,200円) 紙幣で、図柄は前者が16世紀のグスタブ一世 (King Gustav I) で、後者が小説家でノーベル賞受賞者でもあるセルマ・ラーゲルレーフ (Selma Lagerlöf) である。発行予定は1988年。

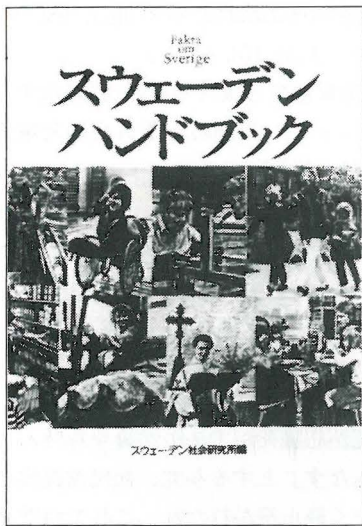
世界ではじめての紙幣は、ヨーハン・パルムストルック (Johan Palmstruch) の設立したスウェーデンの民間銀行ストックホルムスバンク (Stockholms Banco) によって、1661年に発行された。1668年に設立されたリークスバンクは、西欧最古の中央銀行である。

スウェーデン

ハンドブック

各ジャンルのエキスパートによる
最新情報を満載したスウェーデン案内!

- 主要目次 刊当に当って／松前重義 序／西村光夫 1 地理的位置と自然／石井新太郎 2 人口構造の変革と移民問題／ウルバン・ダールレーフ 3 産業構造と国際貿易／永山泰彦
- 4 労働市場と労働政策／丸尾直美 5 議会政治と行政／岡野加穂留 6 租税制度と財政／飯野靖四 7 外交／藤牧新平 8 安全保障／小野寺信 9 教育と研究／中嶋博 10 女性と社会／三瓶恵子 11 司法制度／坂田仁 12 福祉政策／一番ヶ瀬康子
- 13 マス・メディア／三木宮彦 14 文学と言語／山下泰文 15 文化とスポーツ／大東省三 16 食生活と伝統行事／小野寺百合子
- 17 スウェーデンの未来／岡沢憲芙



スウェーデン社会研究所編

四六判／338頁
定価2300円

スウェーデンは、いま

岡沢憲芙著

● フロンティア国家の実像
伝記的側面に踏み込んだパルメ論を軸に、男女機会均等、生涯教育、組合運動、コミュニティの自治等の現状を日本との比較を混えながらレポートする。早稲田選書7。定価一五〇〇円

北欧デモクラシー

早大社研編
北欧部会

● その成立と展開
北欧諸国を特徴づける経済、政党政治、憲法、オンフツマン制度、学習社会、言語の実態を、データをもとに分析し、ポスト福祉国家が担う課題とは何かをさぐる。定価二二〇〇円

国と地方

片岡寛光編

● 政府間関係の国際比較
単一国家における国と地方、連邦国家における連邦と州などの関係を、日本、イギリス、フランス、アメリカ、西ドイツ、スウェーデンでの事例にそくして考察する。定価一九〇〇円

社会民主主義の動向

R・スケース
萩野浩基監訳

● 福祉国家と労働者階級
イギリスとスウェーデンの調査を通して、両国の社会構造、労働者の平等意識、福祉国家論を対比し、現代の資本主義社会の中での社会民主主義の役割を追求する。定価二〇〇〇円

情報公開と行政秘密

D・ローワット
堤口康博監訳

● 先進諸国の動向
先進二か国を取り上げ、公開を要求する権利、情報の保管者、情報の受け手、公開の手続の基本項目について国別に検討し、その歴史的背景、特徴を明らかにする。定価三八〇〇円

〒160 東京都新宿区
戸塚町1丁目103番地

早稲田大学出版部

電話 (03)203-1551
振替 東京 3-1123